

介護保険証は、2024年12月に新規発行が終わった健康保険証とは別の証です。2024年12月2日以降に新たに発行されなくなったのは、医療保険の従来の健康保険証です（厚生労働省）。介護保険法施行規則（令和8年8月1日施行時点）は、市町村が様式第一号の介護保険被保険者証を交付すると定めています。

介護保険被保険者証が交付される人 介護保険法施行規則 第26条

被保険者の区分	交付される人	根拠
65歳以上の人（第1号被保険者）	全員に交付される（要介護・要支援の認定を受けていなくても交付）	介護保険法施行規則 第26条第1項
40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）	要介護・要支援認定の申請をした人と、被保険者証の交付を求めた人に交付される	介護保険法施行規則 第26条第1項・介護保険法 第12条第3項

厚生労働省の資料（令和5年2月）では、65歳到達時に保険者（市町村）が一斉に送付するのが現状。例：世田谷区は65歳になる前月（誕生日が月の初日の人は前々月）に郵送で交付。40～64歳の人が要介護認定を申請するときは医療保険証が必要（厚生労働省 介護サービス情報公表システム）。

表面の欄と見方 欄の名前は介護保険法施行規則 様式第一号の表示どおり

欄（様式の表示どおり）	書かれること・見方	根拠
被保険者（番号・住所・フリガナ・氏名・生年月日・性別）	介護保険の被保険者番号と本人の情報。氏名や市町村内の住所が変わったときは14日以内に届け出ます。	様式第一号・施行規則 第29条・第30条
交付年月日	この被保険者証が交付された日です。	様式第一号
保険者番号並びに保険者の名称及び印	介護保険を運営する市町村（保険者）の番号と名称です。	様式第一号・介護保険法 第9条
要介護状態区分等	要介護・要支援の認定を受けると、市町村が該当する区分（要支援1・2、要介護1～5など）を記載して返します。	介護保険法 第27条第7項・第32条第6項
認定年月日（事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日）	認定を受けた日。基本チェックリストで事業対象者になった人は、その実施日が入ります。	様式第一号
認定の有効期間	要介護・要支援認定の有効期間。有効期間を過ぎると介護サービスが利用できないため、満了までに更新の申請が必要です。	様式第一号・介護サービス情報公表システム
居宅サービス等 区分支給限度基準額（うち種類支給限度基準額）	在宅のサービス（居宅サービス等）の1か月当たりの保険給付の限度額です。	様式第一号（注意事項 七）
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	認定審査会の意見や、利用できるサービスの種類の指定が書かれることがあります。指定があるときは、そのサービス以外は保険給付を受けられません。	介護保険法 第27条第7項・第32条第6項・第37条・様式第一号（注意事項 十）
給付制限（内容・期間）	保険料を滞納したときなどに、支払方法変更（事後払い）や給付額減額などの措置と、その期間が書かれます。	介護保険法 第66条～第69条・様式第一号（注意事項 十四）
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	ケアプランの作成を頼むと市町村に届け出た事業者などの名称と届出年月日です。	施行規則 第77条第2項・様式第一号
介護保険施設等（種類・名称・入所等年月日・退所等年月日）	介護保険施設などに入所・退所したときの施設の種類・名称と年月日です。	様式第一号

証の大きさは縦128ミリメートル・横273ミリメートルで三つ折り。市町村は各欄の配置を著しく変更しない範囲で調整できるため、見た目が少し違うことがあります（様式の備考）。

介護保険の3つの証の違い 介護保険法施行規則 第28条の2・第28条の3・第83条の7

証	交付される人	主に書かれること	使う場面
介護保険被保険者証（介護保険証）	65歳以上の全員、40～64歳は認定の申請をした人・交付を求めた人	要介護状態区分等・認定の有効期間・区分支給限度基準額・給付制限など	要介護認定の申請と、介護サービスを受けるとき
介護保険負担割合証	要介護・要支援の認定を受けた人（市町村が有効期限を定めて交付）	利用者負担の割合（1割、一定以上所得者は2割又は3割）と適用期間	事業者に被保険者証を見せるときに、一緒に添える
介護保険負担限度額認定証	介護保険施設入所者等で、所得や資産等が一定以下の人（申請して認定を受ける）	食費・居住費の負担限度額と有効期限	介護保険施設などでのサービスを受けるとき、被保険者証に添える

負担割合証は、記載された割合が変わったときと有効期限に至ったときに市町村へ返します。病院・診療所で使う医療保険の資格確認書やマイナ保険証は、介護保険の証とは別です。

介護保険証（介護保険被保険者証）の見方・再発行の早見表

STEP2 手元の証のチェックリスト(ご自身で記入)と、なくしたとき・亡くなったときの手続き | 出典

■ 手元の証を確かめる 番号は書き写さなくて大丈夫です(保管場所と期限だけ)

☐	介護保険被保険者証	要介護状態区分等： 認定の有効期間： 年 月 日まで	保管場所：
☐	介護保険負担割合証	利用者負担の割合： 割 適用期間： 年 月 日まで	保管場所：
☐	介護保険負担限度額認定証	☐ 交付されている ☐ 交付されていない 有効期限： 年 月 日まで	保管場所：

☐	介護サービスを受けるとき、被保険者証と負担割合証を一緒に見せられる場所に保管している 事業者には被保険者証を提示するときは負担割合証を添える(施行規則 第28条の3)
☐	認定の有効期間が切れる前に、更新の申請をする予定を立てた 有効期間を過ぎると介護サービスが利用できない(厚生労働省 介護サービス情報公表システム)
☐	コピーは使えない・貸し借りはできないことを家族で共有した 例：川崎市の案内

なくした・破れた・汚れたとき(再交付)

- 直ちに、市町村に申請書(氏名・生年月日・住所、個人番号、再交付申請の理由など)を出して再交付を申請(施行規則 第27条)。
- 破れた・汚れた証は申請書に添える。再交付のあとでなくした証が見つかったら、直ちに市町村に返す。
- 例：横浜市＝区役所保険年金課(窓口・郵送・電子申請)／名古屋市中区＝区役所福祉課または支所区民福祉課(市外の施設に入所している人は入所前の区)／世田谷区＝窓口または郵送。

記載が変わったとき・亡くなったとき(返却)

- 氏名・市町村内の住所の変更、資格の喪失は、14日以内に届書を出し、被保険者証と負担割合証を添える(施行規則 第29条～第33条)。
- 資格を失ったときは、速やかに被保険者証を返す(介護保険法 第12条第4項)。例：川崎市は死亡した日の翌日に資格を喪失。
- 例：世田谷区の返納書類＝介護保険被保険者証・介護保険負担割合証(交付されている方のみ)・介護保険負担限度額認定証(交付されている方のみ)。窓口または郵送。

確認した日・確認した先	年 月 日 市区町村の介護保険の窓口：
手続きのメモ	

マイナンバーカードを介護保険証として使う仕組み(厚生労働省)

介護情報基盤は、令和8年4月1日以降、標準化対応が完了した市町村から順次始まり、令和10年4月1日までに全市町村で活用を開始することを目指すとしています。マイナンバーカードの健康保険証利用をしている人は、手続なしで介護保険証としても利用可能となるとされ、介護事業所の本人確認では被保険者証の4情報を入力する方法も示されています。お住まいの市町村で始まっているかは市町村に確認してください。

■ 出典(2026年10月8日確認)

- 介護保険法(e-Gov) <https://laws.e-gov.go.jp/law/409AC0000000123>
- 介護保険法施行規則(e-Gov) <https://laws.e-gov.go.jp/law/411M50000100036>
- 介護保険法施行規則 様式第一号・様式第一号の二(e-Gov) <https://laws.e-gov.go.jp/law/411M50000100036>
- 厚生労働省「介護保険被保険者証について」介護保険部会 資料(令和5年2月27日) <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001063191.pdf>
- 厚生労働省「介護情報基盤(介護保険資格確認等WEBサービス)について」(令和8年8月) <https://www.mhlw.go.jp/content/12306000/001742527.pdf>
- 厚生労働省「介護情報基盤について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59231.html
- 厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html
- 厚生労働省 介護サービス情報公表システム「介護保険とは」 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/commentary/about.html>
- 同「サービス利用までの流れ」 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/commentary/flow.html>
- 同「サービスにかかる利用料」 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/commentary/fee.html>
- 【例】世田谷区「介護保険被保険者証」 <https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2283.html>
- 【例】世田谷区「亡くなられた方の介護保険手続きについて」 <https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2223.html>
- 【例】川崎市「介護保険被保険者資格」 <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016763.html>
- 【例】横浜市「介護保険被保険者証等を紛失した場合や…」 <https://www.city.yokohama.lg.jp/faq/kukyoku/kenko/kaigo-hoken/20211014142443798.html>
- 【例】名古屋市「介護保険被保険者証等の再交付申請」 <https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/seido/tetsuduki/hokennshosaikouhu.html>